

掛川市規則第 36 号

掛川市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成 27 年 7 月 6 日

掛川市長

(別紙)

掛川市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市介護保険条例施行規則（平成17年掛川市規則第90号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 政令 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）をいう。

第3条の見出しを「（住所地特例届書）」に改め、同条中「届出書」を「届書」に、「住所地特例適用・変更・終了届出書」を「住所地特例適用・変更・終了届書」に改める。

第10条中「第42条第2項」を「第42条第3項」に改める。

第11条中「第51条の3第2項」を「第51条の4第2項」に改める。

第15条（見出しを含む。）中「届出書」を「届書」に、「居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書」を「居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届書」に改める。

第16条中「第47条第2項」を「第47条第3項」に改める。

第18条の次に次の1条を加える。

（一定以上の所得を有する第1号被保険者に係る介護給付の額）

第18条の2 第1号被保険者であって法第49条の2に規定する所得の額が政令第22条の2第2項に規定する額以上である要介護被保険者が受ける次の各号に掲げる介護給付の額について当該各号に定める規定を適用する場合においては、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。

(1) 特例居宅介護サービス費の額 第10条

(2) 特例地域密着型介護サービス費の額 第12条

(3) 特例施設介護サービス費の額 第18条

第19条第1項中「提出」を「申請」に改める。

第21条中「第54条第2項」を「第54条第3項」に改める。

第25条（見出しを含む。）中「届出書」を「届書」に、「第95条の2」を「第95条の2第1項」に、「居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書」を「居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届書」に改める。

第26条中「第59条第2項」を「第59条第3項」に改める。

第27条中「第61条の3第2項」を「第61条の4第2項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（一定以上の所得を有する第1号被保険者に係る予防給付の額）

第27条の2 第1号被保険者であって法第59条の2に規定する所得の額が政令第29条の2第2項に規定する額以上である居宅要支援被保険者が受ける次の各号に掲げる予防給付の額について当該

各号に定める規定を適用する場合においては、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。

(1) 特例介護予防サービス費の額 第21条

(2) 特例地域密着型介護予防サービス費の額 第22条

第28条第1項中「提出」を「申請」に改め、同条第2項中「第17条第2項」を「第19条第2項」に改める。

第29条中「第97条の2第1項」を「第97条の2の3第1項」に改める。

第29条の2中「第97条の2の2」を「第97条の2の4」に改める。

第30条第1項及び第31条第1項中「提出」を「申請」に改める。

第32条中「介護保険料減額・免除理由消滅届出書」を「介護保険料減額・免除理由消滅申告書」に改める。

様式第1号中「住所地特例適用・変更・終了届出書」を「住所地特例適用・変更・終了届書」に改める。

様式第3号中

「

再交付する 証 明 書	1 被保険者証 2 資格者証 3 受給資格証明書
----------------	--------------------------------

」

を

「

再交付する 証 明 書	1 被保険者証 2 負担割合証 3 その他 ()
----------------	---------------------------------

」

に改める。

様式第10号中「居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書」を

「居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届書」に、「届出書」を「届書」に、「提出して」を「届け出て」に改める。

様式第11号を次のように改める。

（表面）

負担限度額認定申請書

（あて先）掛川市長

次のとおり関係書類を添えて、食費・居住費（滞在費）に係る負担限度額認定を申請します。

フリガナ		-----		保険者番号							
被保険者氏名		-----		被保険者番号							
生年月日		年 月 日		性別	男 ・ 女						
住 所		〒 電話番号									
入所（院）した介護保険施設の所在地及び名称 ※		〒 電話番号									
入所（院）年月日 ※		年 月 日		介護保険施設に入所（院）しない場合及びショートステイを利用している場合は、※印について記入不要です。							
配偶者の有無		有 ・ 無		左記において「無」の場合は、「配偶者に関する事項」について記入不要です。							
配偶者に関する事項	フリガナ	-----									
	氏 名	-----									
	生年月日	年 月 日									
	住 所	電話番号									
	本年1月1日現在の住所（上記の住所と異なる場合のみ記入）										
課税状況	市町村民税 課税 ・ 非課税										
収入等に関する申告		☐ 生活保護受給者／市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者 ☐ 市町村民税世帯非課税者であって、合計所得額と課税年金収入額の合計額が年額80万円以下です。 ☐ 市町村民税世帯非課税者であって、合計所得額と課税年金収入額の合計額が年額80万円を超えます。									
預貯金等に関する申告		☐ 預貯金、有価証券等の金額の合計が1,000万円（夫婦は2,000万円）以下です。（預貯金、有価証券等に係る通帳等の写しは別添のとおり）									
		預貯金額		円		有価証券（評価概算額）		円		その他（ ）円	

（注）

- 1 預貯金等に関する申告のその他の欄に金額を記入する場合は、同欄の括弧内にその内容を併せて記入してください。
- 2 申請者が被保険者本人の場合は、次の申請者氏名及び申請者住所の欄について記入不要です。

申請者氏名		電話番号
申請者住所		本人との関係

(裏面)

(その他の注意事項)

- 1 この申請書における「配偶者」は、世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みます。
- 2 預貯金等について、同じ種類の預貯金等を複数保有している場合は、その全てを記載し通帳等の写しを添付してください。
- 3 書き切れない場合は、余白に記載又は別紙に記載の上添付してください。
- 4 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を徴収することがあります。

様式第16号を次のように改める。

介護保険料減額・免除理由消滅申告書

（あて先）掛川市長

年 月 日付けで承認された 年度分の介護保険料の減額又は免除について、その理由が消滅したので申告します。

		申告年月日	年 月 日
申告者氏名		本人との関係	
申告者住所	電話番号		

（注）申告者が被保険者本人である場合は、申告者住所の欄は記載不要です。

被 保 険 者	被保険者番号											
	フリガナ											
	氏 名		生年月日	明・大・昭	年	月	日					
			性 別	男 ・ 女								
	住 所	電話番号										
消 滅 理 由												

附 則

- 1 この規則は、平成27年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の掛川市介護保険条例施行規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。